



高齢者外出支援事業

令和4年度分の申請は4月1日から

ID 1004277

☎ 高齢福祉課 ☎ (632) 2367

令和4年度分の申請は4月1日から

令和4年度分（令和4年4月～令和5年3月）の申請は、4月1日から、市の窓口で受け付けます。

▼内容 1年度につき1回、次のどちらか1つを選択（詳しくは、下の記事参照）。

①1万円分の福祉ポイントを交通系ICカード「totra」へ付与（バスの乗車に使えます）。

②地域内交通の回数乗車券などを交付。

▼対象 市内在住の令和5年3月31日までに70歳以上になる人。

▼受付窓口 高齢福祉課（市役所2階）、保健と福祉の相談（市役所1階）、各地区市民センター・出張所。

▼持ち物 健康保険証など申請者本人を確認できるもの。

▼申請方法 受付窓口で申請してください。

令和3年度分の「福祉ポイント」の有効期限は3月31日

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に市から「totra」へ付与された「福祉ポイント」の残額は、翌年度に引き継ぐことはできませんので、ご注意ください。

☑ 申請前にチェックしましょう！

すでにtotraを持っている人

totraは残額がなくなっても繰り返し使用できますので、捨てずに保管し、申請時にご持参ください。



totraを持っていない人

市の受付窓口で申請後、代金引換郵便で送付します。受け取り時に、郵便局の配達員にtotraの発行手数料1,000円（※1）をお支払いください。

なお、配達まで3～4週間ほどかかりますので、お急ぎの場合は事前にバス会社のtotra取扱窓口（※2）でお買い求めください。

totraを紛失してしまった人

再発行の手続きを行う必要があります。健康保険証など本人確認書類をお持ちの上、バス会社のtotra取扱窓口（※2）で再発行の申し込みをしてください。

なお、再発行には、手数料が掛かります。

totraが令和4年度上半期から地域内交通でも使えるようになります！

☎ 交通政策課 ☎ (632) 2133

totraが令和4年度上半期から地域内交通で使えることに伴い、高齢者外出支援事業の福祉ポイントが路線バスと地域内交通の両方で利用できるようになります（右のイラスト参照）。

地域内交通での「totra」の導入時期は年度途中を予定しているため、4月から導入するまでの間は、これまで通り「回数乗車券」の交付をします（下の図参照）。申請の際はこれまで通り、どちらか1つを選んでください。

▼地域内交通へのtotra導入前

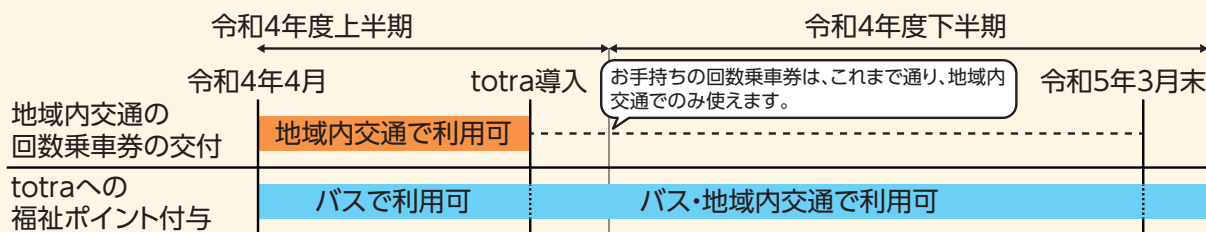
どちらかを選択

福祉ポイント  路線バス のみ利用可

回数乗車券  地域内交通 のみ利用可

▼地域内交通へのtotra導入後

福祉ポイント  路線バス
 地域内交通 両方で利用可



15 ※1 「totra」には、500円分の電子マネーが入金（チャージ）されています。残額500円分は、「totra」の新規発行・再発行にかかる保証金（デポジット）になります。カード返却時には返金されます。
※2 totra 取扱窓口について、詳しくは、交通政策課 ☎ (632) 2160 へお問い合わせください。